

国保連合会とのインタフェースの変更点一覧表

■インタフェース仕様書 共通編

| No. | ページ | 改定前 | ページ | 改定後 | 備考 |
|-----|-------|----------|-----|--|----------------|
| 1 | 表紙 | 平成28年 4月 | 同 | 平成 28年 12月 | |
| 2 | 42-1 | | 同 | 「1.5.2 国保連合会の「介護保険審査支払等システム」におけるデータ保有期間の制限について」を追加 | データ保有期間見直し対応 |
| 3 | 47 | | 同 | 項番64 522: 事業所訂正連絡票情報を追加 | 事業所訂正連絡票追加対応 |
| 4 | 47~51 | 項番64~131 | 同 | 項番65~132に変更 | 上記No.3の追加に伴う訂正 |

■インタフェース仕様書 都道府県編

| No. | ページ | 改定前 | ページ | 改定後 | 備考 |
|-----|-----|---|-----|---|--------------|
| 1 | 表紙 | 平成 28年 4月 | 同 | 平成 28年 12月 | |
| 2 | 3 | | 同 | 受け渡し概要図 ・事業所情報訂正連絡票のオブジェクトの背後に電子ファイルの図を追加 | 事業所訂正連絡票追加対応 |
| 3 | 3 | 受け渡し概要図 ・当月処理分 ・事業所更新結果情報 | 同 | 受け渡し概要図 ・当月処理分 ・事業所情報更新結果情報 | 記載誤り |
| 4 | 3 | 受け渡し概要図 ・既に登録されている台帳の修正 ・事業所更新結果情報 | 同 | 受け渡し概要図 ・既に登録されている台帳の修正 ・事業所情報更新結果情報 | 記載誤り |
| 5 | 5 | 1.2.2 訂正情報(入力情報) ・項番(2) <情報名> 事業所訂正連絡票情報(サービス情報) <媒体> 帳票 | 同 | 1.2.2 訂正情報(入力情報) ・項番(2) <情報名> 事業所訂正連絡票情報(サービス情報)※2 <媒体> 伝送 磁気 帳票 | 事業所訂正連絡票追加対応 |
| 6 | 5 | 1.2.2 訂正情報(入力情報) ・事業所情報訂正連絡票(サービス情報)の伝送欄「×」、磁気欄「×」 | 同 | 1.2.2 訂正情報(入力情報) ・事業所情報訂正連絡票(サービス情報)の伝送欄「○」、磁気欄「○」 | 事業所訂正連絡票追加対応 |

| No. | ページ | 改定前 | ページ | 改定後 | 備考 |
|-----|-----|-------------------------------|--------------------|---|---------------|
| 7 | 5 | | 同 | 1. 2. 2 訂正情報（入力情報） ※2 媒体「伝送」、「磁気」については、平成29年4月より受付可能とする。 | 事業所訂正連絡票追加対応 |
| 8 | 20 | 1. 3. 2 訂正情報（入力情報） （1）～（5） | 同 | 1. 3. 2 訂正情報（入力情報） （1） ※（2）～（5）を次ページ以降に移動 | 下記 No.9 に伴う対応 |
| 9 | — | | 20-1 ～ 20-12 | 1. 3. 2 訂正情報（入力情報） （2） 事業所訂正連絡票情報（サービス情報） ・項目一覧を追加 ・レコード構成図を追加 | 事業所訂正連絡票追加対応 |
| 10 | — | | 20-13 | 1. 3. 2 訂正情報（入力情報） （3）～（5）を追加 | 上記 No.9 に伴う対応 |

■ インタフェース仕様書 保険者編

| No. | ページ | 改定前 | ページ | 改定後 | 備考 |
|-----|------|--|-----|--|------------------------|
| 1 | 表紙 | 平成 28年 4月 | 同 | 平成 28年 12月 | |
| 2 | 18-6 | チェック2 チェック詳細 ②上記以外の場合 ⇒チェック2を行う。 | 同 | チェック2 チェック詳細 ②上記以外の場合 ⇒チェック3を行う。 | 記載誤り |
| 3 | 18-6 | チェック3 チェック詳細 チェック1に当てはまらない場合 ⇒事業給付率を90%で決定する。 | 同 | チェック3 チェック詳細 チェック2までに当てはまらない場合 ⇒事業給付率を90%で決定する。 | 記載誤り |
| 4 | 29-6 | 項番8 〈備考〉 ※3 ※9 | 同 | 項番8 〈備考〉 ※3 | 介護給付費単位数表標準マスタに関する記載削除 |
| 5 | 29-6 | 項番9 〈備考〉 ※3 ※9 | 同 | 項番9 〈備考〉 ※3 | 介護給付費単位数表標準マスタに関する記載削除 |

| No. | ページ | 改定前 | ページ | 改定後 | 備考 |
|-----|-------|---|-----|-------------------------|-------------------------|
| 6 | 29-7 | ※9 介護給付費単位数票標準マスタ（介護予防・日常生活支援総合事業）適用開始年月日、適用終了年月日の期間内を設定する。介護給付費単位数票標準マスタ（介護予防・日常生活支援総合事業）適用開始年月日、適用終了年月日に変更された際は適宜、介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報を提出し、適用開始年月日、適用終了年月日を見直す必要がある。 | 同 | 削除 | 介護給付費単位数票標準マスタに関する記載削除 |
| 7 | 29-10 | 項番2 <備考> ※2 | 同 | 項番2 <備考> ※2 ※6 | 個人番号異動連絡票情報の提出に関する補足を追記 |
| 8 | 29-10 | | 同 | ※6 平成29年6月1日以降を設定する。 | 個人番号異動連絡票情報の提出に関する補足を追記 |

| No. | ページ | 改定前 | ページ | 改定後 | 備考 |
|-----|-------|--------------------------|-----|---|-------------------------|
| 9 | 29-10 | | 同 | <p>個人番号異動連絡票情報の提出が必要となる被保険者を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号利用事務の委託を開始する月の前月初日時点で受給資格を得ており、受給者異動連絡票情報を送付している被保険者 <p>ただし、個人番号利用事務の委託を開始する月の前月初日時点で、認定有効期間が期限切れの受給者については必ずしも送付する必要はない</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号利用事務の委託を開始する月の前月初日以降に新たに受給資格を得て、受給者異動連絡票情報を送付している被保険者 <p>個人番号異動連絡票情報の提出に関する留意事項を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 住所地特例対象者の個人番号異動連絡票情報は、保険者市町村より提出する 政令市、広域連合保険者に属する被保険者の個人番号異動連絡票情報は、政令市、広域連合保険者より提出する 生保単独受給者の個人番号異動連絡票情報は提出不要 個人番号利用事務の委託を開始する月の前月初日時点で資格喪失した被保険者の個人番号異動連絡票情報は提出不要 個人番号利用事務の委託を開始する月の前月初日以降の受給者認定有効期間外に、個人番号の変更があった場合、個人番号異動連絡票情報の提出は必要である | 個人番号異動連絡票情報の提出に関する補足を追記 |
| 10 | 30-7 | 項番9 <備考> ※3 ※9 | 同 | 項番9 <備考> ※3 | 介護給付費単位数表標準マスタに関する記載削除 |
| 11 | 30-7 | 項番10 <備考> ※3 ※9 | 同 | 項番10 <備考> ※3 | 介護給付費単位数表標準マスタに関する記載削除 |

| No. | ページ | 改定前 | ページ | 改定後 | 備考 |
|-----|-------|---|-----|---|-----------------------------|
| 12 | 30-8 | ※9 介護給付費単位数票標準マスタ（介護予防・日常生活支援総合事業）適用開始年月日、適用終了年月日の期間内を設定する。介護給付費単位数票標準マスタ（介護予防・日常生活支援総合事業）適用開始年月日、適用終了年月日に変更された際は適宜、介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード訂正連絡票情報を提出し、適用開始年月日、適用終了年月日を見直す必要がある。 | 同 | 削除 | 介護給付費単位数票標準マスタに関する記載削除 |
| 13 | 377-1 | 項番21 内容 高額介護サービス費給付対象者一覧表、高額介護サービス費給付対象者一覧表（総合事業）のNo.を出力する | 同 | 項番21 内容 高額介護サービス費給付対象者一覧表、または、高額介護サービス費給付対象者一覧表（総合事業）のNo.を出力する | 下記No.14、15に伴う対応 |
| 14 | 377-1 | 項番21 <備考> | 同 | 項番21 <備考> ※4 | 高額介護サービス費相当事業に関する帳票の出力条件の追記 |
| 15 | 377-2 | | 同 | ※4 同一受給者にて介護・予防給付分と総合事業分の両方に高額介護サービス費の支給が発生する場合、高額介護サービス費給付のお知らせ情報は受給者に対し、サービス提供年月毎に1枚の出力とするため、帳票関連付け番号は高額介護サービス費給付対象者一覧表のNo.を出力する。総合事業分のみ支給が発生する場合、帳票関連付け番号は高額介護サービス費給付対象者一覧表（総合事業）のNo.を出力する。 | 高額介護サービス費相当事業に関する帳票の出力条件の追記 |
| 16 | 377-4 | 項番13 内容 高額介護サービス費給付対象者一覧表、高額介護サービス費給付対象者一覧表（総合事業）のNo.を出力する | 同 | 項番13 内容 高額介護サービス費給付対象者一覧表、または、高額介護サービス費給付対象者一覧表（総合事業）のNo.を出力する | 下記No.17、18に伴う対応 |
| 17 | 377-4 | 項番13 <備考> | 同 | 項番13 <備考> ※4 | 高額介護サービス費相当事業に関する帳票の出力条件の追記 |

| No. | ページ | 改定前 | ページ | 改定後 | 備考 |
|-----|-----------|-----|-----|--|-----------------------------|
| 18 | 377 -4 | | 同 | ※4 同一受給者にて介護・予防給付分と総合事業分の両方に高額介護サービス費の支給が発生する場合、高額介護（居宅支援）サービス費支給申請書情報は受給者に対し、サービス提供年月毎に1枚の出力とするため、帳票関連付け番号は高額介護サービス費給付対象者一覧表のNo.を出力する。総合事業分のみ に支給が発生する場合、帳票関連付け番号は高額介護サービス費給付対象者一覧表（総合事業）のNo.を出力する。 | 高額介護サービス費相当事業に関する帳票の出力条件の追記 |

■ インタフェース仕様書解説書 保険者編

| No. | ページ | 改定前 | ページ | 改定後 | 備考 |
|-----|----------|-----------|-----------|--|----------------|
| 1 | 表紙 | 平成 28年 4月 | 同 | 平成 28年 12月 | |
| 2 | 22 | | 同 | 連番8 項目関連検査に34を追加 | 下記No.4に伴う対応 |
| 3 | 23- 1 | | 同 | 連番77 項目関連検査に34を追加 | 下記No.4に伴う対応 |
| 4 | 26- 2 | | 同 | 項番34-4 「生年月日」に係る検査 ・以下の条件であること。 ・「二割負担適用開始年月日」 に入力された日付時点の年齢 （「生年月日」から起算し その前日で年齢加算）が65 歳以上であること。 | 記載漏れ |
| 5 | 26- 2 | | 同 | 項番34-5 「みなし要介護区分コード」 に係る検査 ・以下の条件であること。 ・「みなし要介護区分コード」 が“2：みなし認定（旧措置 入所者）”以外であること。 | 二割負担者のチェック追加対応 |
| 6 | - | | 38- 12 | 「1.3 国保連合会が提供 可能な情報について」を追加 | データ保有期間見直し対応 |
| 7 | - | | 51- 1 | 「2.2 国保連合会が提供 可能な情報について」を追加 | データ保有期間見直し対応 |

| No. | ページ | 改定前 | ページ | 改定後 | 備考 |
|-----|------|---|------|---|-------------------------|
| 8 | 56-2 | (4) 内容 委託保険者が保険者の業務として口座払いを行いたいが、受給者の口座情報登録については個人情報保護条例に抵触するため、登録が行えないような場合には、項番11「支払方法区分コード」を“2:口座払”とした際の必須入力項目（項番19～23）に設定できず、各種帳票へ反映できないため、高額介護サービス費支給処理の給付判定結果（総合事業）送付と支給（不支給）決定通知書（総合事業）等の出力の委託は不可能となる。なお、高額介護サービス費給付判定結果情報と高額介護サービス費給付判定結果情報（総合事業）の「支払方法区分コード」は同値を設定する必要がある。 | 同 | (4) 内容 委託保険者が保険者の業務として口座払いを行いたいが、受給者の口座情報登録については個人情報保護条例に抵触するため、登録が行えないような場合には、項番11「支払方法区分コード」を“2:口座払”とした際の必須入力項目（項番19～23）に設定できず、各種帳票へ反映できないため、高額介護サービス費支給処理の給付判定結果（総合事業）送付と支給（不支給）決定通知書（総合事業）等の出力の委託は不可能となる。 | 高額介護サービス費相当事業に関するチェック変更 |
| 9 | - | | 75-1 | 「3.5 国保連合会が提供可能な情報について」を追加 | データ保有期間見直し対応 |

■ インタフェース仕様書解説書 サービス事業所編

| No. | ページ | 改定前 | ページ | 改定後 | 備考 |
|-----|-----|-----------|-----|--------------------------|--------------|
| 1 | 表紙 | 平成 27年 4月 | 同 | 平成 28年 12月 | |
| 2 | - | | 30 | 「2 国保連合会が提供可能な情報について」を追加 | データ保有期間見直し対応 |

■ インタフェース仕様書解説書 居宅介護支援事業所編

| No. | ページ | 改定前 | ページ | 改定後 | 備考 |
|-----|-----|-----------|-----|--------------------------|--------------|
| 1 | 表紙 | 平成 27年 4月 | 同 | 平成 28年 12月 | |
| 2 | - | | 5 | 「2 国保連合会が提供可能な情報について」を追加 | データ保有期間見直し対応 |